

令和4年度第2回環境審議会 議事録

招集の期日	令和5年2月6日（月）	
開催の場所	さいたま共済会館601 （さいたま市内）	
開閉の日時	開会	2月6日 午前10時30分
	閉会	2月6日 午前11時39分
出席状況	別紙のとおり	
概 要		
<p>1 開 会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議 事</p> <p>    諮問事項：埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改定について</p> <p>4 閉 会</p>		

【出席状況】

委員数 20人

出席委員 17人

磐田 朋子	芝浦工業大学	教授
川合 真紀	埼玉大学	教授
四ノ宮 美保	埼玉県立大学	准教授
鈴木 裕一	立正大学	名誉教授
袖野 玲子	芝浦工業大学	教授
三浦 和彦	東京理科大学	嘱託教授
近藤 宏一	埼玉弁護士会	弁護士
柳沼 薫	(公財) 埼玉県生態系保護協会	統括主任研究員
小池 和明	埼玉県農業協同組合中央会	専務理事
清水 桂	埼玉県生活協同組合連合会	組織担当
梶田 吉久	(一社) 埼玉県猟友会	会長
木下 博信	埼玉県議会議員	
岡地 優	埼玉県議会議員	
水村 篤弘	埼玉県議会議員	
宮崎 善雄	吉見町長	
小坂 久仁子	一般公募	
根村 和宏	一般公募	

欠席委員 3人

浅見 真理	国立保健医療科学院	生活環境研究部	上席主任研究官
鮎澤 道代	埼玉県女性薬剤師会	副会長	
佐藤 久仁恵	埼玉県商工会議所女性会連合会	会長	

## 第2回 埼玉県環境審議会

令和5年2月6日（月）

午前10時30分開会

○司会（赤松） それでは、ただいまから令和4年度第2回環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課副課長の赤松でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、こちらの会場とリモートによる開催で進めさせていただきます。まず、リモート出席の方々に対し、会場の設営について説明させていただきます。席次表を御覧ください。会場という名称になっている映像は、席次表中の「カメラ」と記されているところからの映像で、県側が映っております。ハウリング防止のため、会長席に用意してありますPCは音声をオフにし、会長の声は会場のマイクで拾うことにしています。リモート出席の皆様がスピーカービューにしている場合、会長が映りません。つきましては、リモートで参加している皆様におかれましては、ギャラリービューで御覧いただくことを推奨いたします。また、会議中、音声聞こえにくいなどお困りのことがありましたら、リアクション機能による挙手またはチャットでお知らせいただければと存じます。

では、ここで資料の確認をさせていただきます。議事資料及び参考資料につきましては、事前にお送りさせていただきました。資料としては、資料、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正案、参考資料1—1、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）改正案の概要、参考資料1—2、令和4年度第1回環境審議会における御意見に対する県の考え方について、次第あるいは電子ファイルでは、環境審議会意見への対応となっているものがございます。参考資料1—3、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）に係る各意見等への対応の方法について、次第または電子ファイルでは、県民コメント・市町村意見となっているものがございます。以上、4点が参考資料になります。また、これらの資料とは別に、次第、席次表、第15期埼玉県環境審議会委員名簿、埼玉県環境審議会規則もお送りしております。お手元にこれらの資料を見ることができない方がいらっしゃいましたら、挙手等でお知らせください。よろしいでしょうか。

なお、席次表、第15期埼玉県環境審議会委員名簿において浅見委員がリモートでの出席となっておりますが、本日所用のため急遽欠席となりました。資料の訂正等よろしくお願いいたします。

それでは、ここで環境部長の目良から御挨拶を申し上げます。

○目良環境部長 皆様、おはようございます。環境部長の目良でございます。

環境審議会の委員の皆様には、本県環境行政の推進に格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、大変お忙しい中、本年度2回目となります環境審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、前回に引き続き、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改定について御審議をいただきたく存じます。お配りしました改定案につきましては、これまで委員の皆様からいただいた御意見や、12月に実施しました県民コメントを踏まえまして、内容の見直しを行っております。この後、詳細につきまして御説明申し上げますが、2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、実効性のあ

る計画にしていきたいと考えておりますので、どうか委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○司会（赤松） それでは、ここで発言の方法について御説明いたします。

会場出席、リモート出席の方々ともに、発言の際はまず挙手をしていただくようお願いいたします。リモートの方は、リアクション機能を活用してください。会長に指名されましたら、会場出席の方はマイクのボタンを押し、赤く点灯したことを確認してから発言をしてください。発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押し解除してください。リモート出席の方は、発言される時のみ音声とカメラをオンにし、発言しないときは音声とカメラを常時オフにしておいてください。接続の安定性を確保するため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議は、委員17名が御出席となっております。委員の出席が過半数を超えておりますので、埼玉県環境審議会規則第6条第2項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告いたします。

それでは、埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行を三浦会長にお願いしたいと存じます。三浦会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○三浦会長 では、本日もよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事を進行いたします。

会議の公開でございますが、審議会は原則として公開するとされております。審議事項等を考慮しても、公開にさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○三浦会長 どうもありがとうございます。

それでは、会議の公開を認めます。

傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会（赤松） 本日の傍聴者は2名でございます。

○三浦会長 それでは、傍聴者の中に入れてもらってください。

（傍聴者入場）

○三浦会長 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第2項によりまして、本日の議事録署名委員お二人を指名いたします。

磐田委員、梶田委員にお願いしたいと思います。磐田委員、いかがでしょうか。

○磐田委員 お引き受けいたします。よろしく申し上げます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

梶田委員、いかがでしょうか。

○梶田委員 了解です。よろしく申し上げます。

○三浦会長 では、お二人の委員、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従い、議事に入ります。

では、本日は諮問事項、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改定についてです。本件につきましては、前回の審議会、またその後の県民コメント等を踏まえましての答申案をお示ししております。

それでは、県から説明をお願いします。

○深野温暖化対策課長 温暖化対策課長の深野でございます。それでは、埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）の改定について御説明申し上げます。恐れ入りますが、座って説明させていただきます。

今回諮問させていただきます埼玉県地球温暖化対策実行計画は、地球温暖化対策推進法に基づき、県が温室効果ガスの排出量の削減などを行うための施策をまとめた計画でございます。この計画の改正につきましては、前回、昨年11月の環境審議会において、計画大綱案として諮問させていただいております。今回資料1としてお配りしてございます改正案は、審議会委員の皆様からいただいた御意見のほか、県民コメントや市町村への意見照会の結果などを反映して作成したものでございます。

それでは、改正案の概要について、参考資料1―1により御説明いたします。まず、計画期間でございます。なお、右のページ4という記載がございますけれども、このページ数は資料1の改正案のページとなっております。計画期間は、2020年度から2030年度までの11年間としてございます。また、中間年度である2026年度をめどに計画を見直すこととしております。

次に、2、目指すべき将来像でございます。カーボンニュートラルが実現し、気候変動に適応した持続可能な埼玉を目指すべき将来像として掲げます。達成時期は2050年としてございます。

次に、3、温室効果ガス削減目標でございます。2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減という目標を設定してございます。また、中間目標といたしまして、中間年度である2026年度に2013年度比35%削減という目標を設定してございます。

次に、4の温室効果ガス排出削減対策である緩和策でございます。部門・分野ごとに施策を記載してございます。主な施策でございますが、①、工場や商業施設などの産業・業務部門については、サーキュラーエコノミーの取組支援、②、家庭部門については脱炭素社会の実現に向けたライフスタイルへの転換、③、運輸部門についてはEV・PHVの普及推進などを進めてまいります。また、今回新たな区分として設けました⑦、エネルギー分野については、分散型エネルギーの効率的な利用の推進などの施策を進めてまいります。

次に、資料右上の5、施策別実施目標でございます。令和3年5月の地球温暖化対策推進法の改正に伴い、新たに定めることとされた施策別の実施目標について、同法で規定された施策カテゴリーごとに記載してございます。施策別実施目標については、上位計画でございます埼玉県5か年計画や埼玉県環境基本計画の施策の指標の中から幅広く温暖化対策に寄与するものを選定したほか、例えば家庭における1人当たりの年間エネルギー使用量など、本計画独自の目標も設定してございます。

次に、6、適応策でございます。適応策とは、御案内のとおり、地球温暖化の影響による被害を回避、軽減する対策のことでございます。本県においても、夏の異常高温による米の品質低下、強い雨の発生回数の増加や熱中症搬送者数の増加といった地球温暖化の影響が顕在化しており、この影響は今後深刻化するおそれがあることから、この緩和策とこの適応策を両輪として温暖化対策を進めてま

います。適応策については、農業分野では高温に強い品種の育成、河川分野では公共下水道整備の促進、暑熱分野では熱中症情報の迅速な提供などの施策を進めてまいります。

最後に、7、地域脱炭素化促進事業の対象となる区域に関する基準でございます。市町村が地域の脱炭素化のための施設を整備する事業、いわゆる地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を市町村が設定する際の県の基準を定めるものでございます。県の基準については、環境保全への配慮などの観点から、1、促進区域に含めることが適切でないと認められる区域、2、促進区域を定めるに当たって考慮を要する区域、3、促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項の3つを定めるものでございます。以上の基準を市町村に示し、地域と共生する再生可能エネルギーの導入を図ってまいります。

続きまして、参考資料1―2を御覧ください。こちらは、昨年11月の審議会において、今後検討すると回答した御意見、御質問と、審議会の後メールでいただいた御意見、御質問、それらに対する県の考え方を示したものでございます。資料の一番左に通し番号を振ってございますが、全部で33件の御意見、御質問をいただいております。御意見などを踏まえ、計画本文を修正したものは、一番右の欄に丸をつけてございます。また、計画本文の修正に反映しなかった御意見につきましても、事業者や県民への計画の周知や各施策の実施段階におきまして、御意見の趣旨を踏まえ取り組んでまいります。

それでは、計画本文を修正したものについて御紹介させていただきます。まず、ナンバー5でございます。御指摘を踏まえ、法律の条文を追記してございます。

次に、ナンバー7でございます。御指摘を踏まえ、「森林の減少」などについて追記してございます。

次に、ナンバー20でございます。御指摘を踏まえ、「周辺の自然環境に配慮しつつ、」と追記してございます。

次に、ナンバー28でございます。適応策の自然災害分野につきまして、水災害発生時の廃棄物などの流出による環境汚染防止対策について、産業廃棄物処理業者などへの指導を推進することを追記してございます。

最後に、ナンバー32及び33でございます。促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項におきまして、動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響、植物の重要な種及び重要な群落への影響という項目の「収集方法」欄に、市町村資料を追記してございます。また、適正な配慮のための考え方欄の「又は低減」という文言を削除いたしまして、「貴重とされている種の生息・生育環境への影響の回避に努める」と修正してございます。以上でございます。

最後に、参考資料1―3を御覧ください。こちらは、県民コメントの実施結果と市町村への意見照会の結果をお示しした資料でございます。昨年11月28日から12月27日までの期間、県民コメントを実施しましたが、11人の方から45件の御意見をいただいております。また、市町村への意見照会も同じ期間に実施いたしまして、5市町から20件の御意見をいただいております。

資料の2ページ以降に個別の意見内容と県の考え方の欄をお示ししてございます。県民コメントにつきましても、改めて内容を精査した上で、計画策定時に正式に公表させていただく予定でございます。

以上で資料の説明を終わります。なお、本日お示ししました改正案につきましては、今後県議会への報告を経て、本年度中に改正する予定でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○三浦会長 御説明ありがとうございます。

ただいまの御説明について御意見あるいは御質問をお願いいたします。順次挙手をいただければと思います。なお、県におかれましては、委員各位からの質問などについて課長だけではなく、適宜担当の方からお答えをいただいても結構ですので、よろしくお願い致します。

それでは、御質問等ございますでしょうか。お願いします。

○柳沼委員 ありがとうございます。先ほどの御説明の中で、前回の審議会の内容で意見として反映させていただいた関係になります。先ほど参考資料の1—2の意見番号32番と33番のところで、情報の収集方法ですとか、あるいは影響への回避に努めるというような表現を入れていただけるとのこと、ありがとうございます。

その関連になりますが、31番でまとめていただいた関係になります。県の解説、県の考え方という枠の中の後半の部分で、埼玉県水源地域保全条例の中で定める民有林により96%がカバーされるという御説明をいただいております。この関連なのですけれども、この水源地域保全条例で定める水源地域というのは、県内の18市町村の主に山間部を指定していることから、例えばいわゆる里地里山エリアに含まれる比企丘陵の滑川町、東松山市ですとか、あるいは以前メガソーラーの計画地が持ち上がったことのある坂戸市などもこの範囲からは外れるということになります。ですので、追加して、この関連の記載があります資料1の69ページのところなのですが、69ページの表の1段目のところには、考慮を要する事項として上からの続きになりますが、原生林、それから湿地、自然の復元力が小さく脆弱な環境を有する地域というところの枠につきましても、あるいはこの配慮のための考え方を同じように考えていただければという意見です。これ以外に、70ページの表の下の枠で、里地里山を代表するような屋敷林、社寺林、雑木林、谷戸など、それから重要里地里山、重要湿地、こういった環境がまとめられておりますけれども、この項目につきましても適正な配慮のための考え方ということが現在の表現では、例えば69ページですとやはり回避又は低減に努めるという表現になっておりますし、70ページのところに関しましては回避又は低減に努めるという表現になっておりますので、両方とも影響の回避に努めるという、一步踏み込んだ表現にしてはどうかと。それによって里地里山地域の林を保全するというような基準を示してはどうかというふうに思っております。

それから、もう一点、これは意見と質問と合わさったような内容なのですが、69ページの表の3枠目というか、一番下のところに、自然再生の対象となる区域というものがございます。こちらについても、基本的には自然再生を検討中の地域ということですので、適正な配慮のための考え方というのは基本的には影響の回避という考え方でよろしいのではないかとというふうに考えております。ただ、一方でこれは質問なのですが、今の資料の中で事業の実施に当たって必要な措置を講じることとなっており、括弧で市町村は当該自然再生の対象となる区域で必要な措置について、自然再生協議会等に意見聴取し、促進区域と合わせて示すというふうになっているのですけれども、ちょっとこの説明が括弧が始まって、これで終わりなのか、具体的にどういう意味なのかというところを教えていただければと思います。

以上になります。

○三浦会長 どうもありがとうございます。2つ御意見、質問をいただきましたが。

エネルギー環境課長、お願いします。

○桑折エネルギー環境課長 ありがとうございます。エネルギー環境課からお答えを申し上げます。

まず、70ページのところですけれども、回避又は低減のところ、書きぶりを改めてはどうかという御指摘ございましたので、また我々としても書きぶりについては御指摘を踏まえて検討したいと考えております。というのが1点と、それから69ページのほうの書きぶりなのですけれども、確かにすみません。括弧が途中で切れているのは、形式的な不備でございます。内容については、すみません。今すぐお答えできません。確認して、またお答えを申し上げます。失礼いたしました。

すみません。以上でございます。

○三浦会長 そうしますと、2点とも今後検討してという形でよろしいですか。

○桑折エネルギー環境課長 そうですね。失礼いたしました。

○三浦会長 よろしいでしょうか。

○柳沼委員 ありがとうございます。

○三浦会長 御検討をよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

袖野委員、お願いいたします。

○袖野委員 ありがとうございます。2点ございまして、まず1点目なのですけれども、質問になるのですが、47ページの目標のところ、再エネの利用促進が2030年度、14.3%という数字がありまして、長期需給見通しで電源構成でいうと再エネは36から38%見込まれているという中で、埼玉県が14.3%とすごく低く見えるのです。以前お伺いしたかもしれないのですけれども、どうしてこのような低い数字になっているのか。これを拝見すると、埼玉県内の再エネの発電量を数値として使っているので、例えば県外から再エネを使っていたとしても、ここに反映されていないからであったり、埼玉の風力のポテンシャルが低いというようなお話も以前伺ったような気がするのですけれども、ちょっと数字として見たときにすごく低く見えますので、どうしてこういう数字になっているのかなという点、お伺いできればと思います。

2点目は、お願いということになるのですけれども、この計画を公表されるときに、47%減という数字が最初出ているかと思うのですが、CO<sub>2</sub>の排出削減というところで我慢であったり、痛みを伴うというようなメッセージにならないように、計画本文の中には楽しく削減するとか、例えば断熱性能のよい住宅にすると健康にもいいとか、県民の生活にとってより豊かになる生活を目指しているということだと思しますので、計画を周知していく段階ではそういったポジティブなメッセージが出るといいなというふうに感じました。これはお願いになります。よろしくお願いいたします。

○三浦会長 2点、どうもありがとうございます。

同じくエネルギー環境課、お願いいたします。

○桑折エネルギー環境課長 ありがとうございます。御質問の1点目の再生可能エネルギーの目標値につきましてお答えを申し上げます。



埼玉の目標値の考え方ですけれども、いろいろと数字をどう示すかというところで検討したところなのですけれども、国が電源構成というものを示しておりまして、その中で再生可能エネルギーの伸び率というものがございますので、県としましても国の全体の伸び率を踏まえて、同様に目標を立てたと。その結果として、現状値に伸び率をかけて算出されたのがこの14.3%という目標値になっておりますので、国の伸び率に合わせて、埼玉県現状に対してその伸び率を同様に掛けまして、今回目標を設定したというところでございます。

1点目につきましては以上でございます。

○三浦会長 温暖化対策課長、お願いします。

○深野温暖化対策課長 2点目の御質問というよりは、お願いの関係で御回答申し上げます。

この計画案ができたときには、計画の本体のみならず、概要版を作成いたしまして、絵とか図とかを使用したり、あるいは専門用語をかみ砕いたりして、より県民に分かりやすく伝えていきたいというふうに考えてございます。その中で、ネガティブな面よりはポジティブな面をより快適になるというようなことを分かりやすく伝えていきたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

袖野委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○袖野委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

では、次の御質問、磐田委員、お願いいたします。

○磐田委員 私も同じ47ページの表の中でもう一点、気になるところがありまして、家庭における1人当たりの年間電気使用量（電力換算）というところなのですが、これは一次エネルギー換算でキロワットアワーで表したという意味で載せられているという理解でよろしいのでしょうかというのが1点と、あとこの計画で家庭部門に関する記載の多くで、エネファームに関する記載のみあって、エコキュート、同じようにガス化、電化を進めていく中で、ヒートポンプ系の給湯器という選択肢もあるのに、エネファームのほうだけ記載されているというのがちょっと気になったところで、ここ電力換算で何か目標値を立てられるのであれば、本当はヒートポンプの普及なんかを見越して、この目標を達成するような意図ももしかしたらあったのかなと、ちょっと深読みしてしまったのですけれども、なぜこれ電力換算となっているのか、その意味です。一次なのか、二次なのかということも含めて質問です。よろしく願いいたします。

○三浦会長 では、温暖化対策課長、お願いします。

○深野温暖化対策課長 御質問にお答え申し上げます。

この目標を設定するときに、まずCO<sub>2</sub>のトン数、1人当たりのトン数にすべきかどうかというところで悩みまして、県民の方はCO<sub>2</sub>をどれだけ出しているかというのはあまりなじみがないかというところで、それよりは電気でよく使っているキロワットアワー、これを単位として示したらどうだろうかというふうにまず考えました。この数字の算出の根拠ですけれども、2019年度、御家庭で埼玉県は1人当たり約1.1トンのCO<sub>2</sub>を排出してございます。1.1トンのCO<sub>2</sub>を排出して、これを電力排

出係数の0.457で割り戻しまして、2,429キロワットアワーという数字を出したところでございます。

あと、続きまして、エコキュートの関係でございますけれども、磐田先生のほうからエコキュート云々で深読みしてこの目標を設定したのではないかという御質問でございますけれども、すみません。そこまで深読みしたものではありません。

以上でございます。

○磐田委員 答弁ありがとうございました。

どういう根拠でこれを算出されたのかというのはよく分かりました。分かりやすい指標でということで、特段それに関しては異議はないのですけれども、ちょっとエネファーム、エネファームというふうにも書かれている点は少し気になっていまして、同様にヒートポンプ系の給湯器も太陽光発電との組合せによって出力制御の効果とかも出てくる、有力な候補の一つだと思いますので、そこも併せて記載されてはどうかと思いました。また、家庭部門に関して、東京都のほうで新築住宅に対する太陽光の義務化なんかも議論されている中で、あまり太陽光発電を住宅に積極的に導入していこうといった記載が義務化まで至らずとも、そういった記載に少し欠けているのではないかなというふうにも思いましたので、その部分はしっかりと強調していつてはいかがかなというふうに思いました。

以上です。コメントです。

○三浦会長 温暖化対策課長、お願いします。

○深野温暖化対策課長 1点、補足といたしますか、改めて御説明させていただきますと、先ほどヒートポンプの関係でございますけれども、家庭部門に対してのヒートポンプに対する県の補助金ですとか、そういう支援策はございませんけれども、家庭ではなくて中小企業等がヒートポンプを導入するというような場合には補助金を出しております。一応参考に答弁させていただきます。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。この件はよろしいでしょうか。

では、ほかに御質問、コメントございますでしょうか。

宮崎委員、お願いいたします。

○宮崎委員 質問というよりも意見になるかなとは思いますが、実は第3章の目指すべき将来像、その中の(5)番になります。19ページですけれども、吸収源と自然環境の部分と、実は太陽光の話になりますけれども、これは改選前から前の環境審議会でも話が出ていたのですけれども、御案内のとおり、比企郡、特に西部地区に関しては太陽光発電が本当に多く整備をされてきているのですけれども、それで45ページの第5章ですか、第5章の中の45ページに真ん中よりちょっと上ですか、事業者に対する指導體制の整備などについて、国に改善を要望していきますというふうにあるのですけれども、埼玉県では市町村によっては市町村ごとに条例を制定したりですとか、ガイドラインで対応しているのですけれども、なかなか自然を守りながら太陽光発電を推進していくというのは、多分これ相反する部分が多少なりとも出てくると思うのですけれども、もう少し県でも太陽光発電の、これ事業者も様々でして、よりもう少し強く、その自然エネルギーを進めるからには、もう少し強いメッセージが出せるように、これは実は第1回目の環境審議会後に比企郡内の首長さんとも話はしたの

ですけれども、やはりもう少しここを強く話してほしいという意見もありましたので、あえて意見として言わせていただきますけれども、その辺のことをぜひ、もしお考えがあればお聞きしますけれども。よろしくお願いいたします。

○三浦会長 では、エネルギー環境課長、お願いします。

○桑折エネルギー環境課長 ありがとうございます。エネルギー環境課からお答えを申し上げます。

太陽光発電の関係ですけれども、事業者の乱開発関係が問題になっているのは私どもも承知しております。国でもその問題を踏まえて固定価格買取制度を定めている再エネ特措法の見直しを今検討しております。事業計画を認定する前の、地域とのコミュニケーションですね、説明会の開催等につきまして、法的に規定をするというような方向で今改正が行われようとしていると聞いておりまして、私どもとしても、そもそも法律の規制がしっかりと強化されるのか、地域と共生できるような形で見直されていくのかというのは注視しているところでございます。

他方で私どもも県内の確認すべきような箇所につきましては、県で独自に調査を行いまして、違反が見られるようなものにつきましては所管の経済産業省に対応を要請しておりまして、そこでちゃんとFIT法といいますか、再エネ特措法上の指導権限なり命令権限ですとか取消し権限もございまして、適切にやってくれというのは日々働きかけておりますので、その要望だけというよりかは、さらに日々対応を求めることもやっているという中で、ただ先ほど委員から御指摘があったとおりのところがございまして、そのメッセージといいますか、ちゃんと地域共生ができるような形でというところは分かるように対応を検討したいと考えておるところでございます。

すみません。長くなりました。以上でございます。

○三浦会長 宮崎委員。

○宮崎委員 いろいろ難しい部分があるのは承知な上で、うちのほうの吉見町でもほとんどが森林を伐採して設置されている例があります。特に昨年の7月の12日の夕立の集中豪雨、鳩山町、東松山市では大きな被害が出たのですけれども、実は今までは問題はなかったところが、やはり伐採をされて太陽光を設置されていますので、土砂の流出がかなりすごかったのです。すぐ対応する事業者もいるのですけれども、なかなかそれを対応しない事業者も当然いますので、熱海の土砂災害以来、埋立てのスクリーニングなんかは今市町村やっているのですけれども、やはり何かあってからの対応ということになってくると、なかなか市町村でもこの太陽光に関しては制限ができない部分もありますので、特に西部地区、西側のほうは今も計画がかなり出ているようでございますので、取り急ぎいろんなことを、市町村にぜひ協力していただいて、県のほうとも一緒に事業者への対応をしていただければありがたいかなというふうに思うのですけれども。よろしくお願いいたします。

以上です。

○三浦会長 では、エネルギー環境課、お願いします。

○桑折エネルギー環境課長 ありがとうございます。今御指摘いただいた点も踏まえて、市町村の皆さんとも意思疎通を図りながら検討して取り組んでまいります。ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。それでは、そのようによろしくお願いいたします。

○三浦会長 それでは、ほかにございませんでしょうか。

川合委員、お願いします。

○川合委員 内容の本題に関することではないのですけれども、気になっている点があるので、コメントというか、お伝えさせていただきたいと思うのですが、県民の方からの御意見でも分かりやすく図表をもっと使ってほしいみたいな御意見があり、概略版というか、県民の方向けの資料をこれから作るということで、ぜひ分かりやすいものにしていただきたいということなのではございますけれども、そのときにこの資料を見ていて、データとか図表の扱いにもう少し気を使っていた方がいいのではないかなというところを気になっております。

例えば先ほどから出ている47ページとか、表があるのですけれども、線の太さがまちまちなのです。ちゃんとチェックすればそういうのは分かるはずですし、例えばSDGsのロゴも入れていただいて、非常にいいと思うのですけれども、載せるのであればきちんと見える大きさに載せてほしいとか、あと例えば資料の10ページ、11ページを見ていただきますとデータが載っておりまして、どこからかの引用ということでそのまま図を載せている場合はもちろんしょうがないと思うのですが、県のほうで作成しているという図であれば、例えばこの10ページ、11ページにグラフが幾つもあるのですけれども、グラフの字が黒だったり、グレーだったりとか、グラフの中に横線が入っているのと入っていないのとか、いろいろとグラフが4つ線で囲われているものと線がないものとか、非常にプレゼンテーションがばらばらなのです。なので、県の資料として外に出すこともあるでしょうし、あとやはり全体の統一性みたいなのところにも気を配って、ぜひ資料のほうを作成していただけたら、よりよいのではないかというふうに思いました。意見になりますので、よろしく願いいたします。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

では、温暖化対策課、お願いします。

○深野温暖化対策課長 御意見ありがとうございます。

改めてこの計画を見る側に立って、全て再度チェックをさせていただきます。ありがとうございます。

○三浦会長 では、よろしくをお願いします。

ほかにございませんでしょうか。

小坂委員、お願いします。

○小坂委員 ありがとうございます。今の図表に関する御指摘に関連してですが、5ページの図1についてコメントをさせていただきたいと思っております。

この図1というのは、第1章の1に関係する図ということで出ているのだと思うのですが、4ページ、5ページを拝見すると直接的に緩和策と適応策について書かれている文章がないようです。改めて全体を見ていくと、第2章の地球温暖化のお話の中で15ページに本県の取組という文章があります。実際にこの中身を読んでいって、この図を改めて拝見すると、15ページの(3)の下の方にスペースもありますし、ここに配置するのがこの図が最も効果的に見られる場所ではないかなというふうに思います。

もう一つ、図そのものについてコメントさせていただくと、この図自体は気候変動適応情報プラッ

トフォームという環境省がリンクを張っている国立環境研究所のホームページから取ったものということで、最初分からなかったのですが、よくよく探してみると、このプラットフォームの中の気候変動適応策というような項目の中に出てくる図がこの図になっています。この図1の囲いの中の文章もよく似た文章がありまして、環境省のホームページではこの文章の頭の地球温暖化対策のところ、「気候変動と適応」というタイトルから始まって、こういう文章が書かれています。プラットフォーム（国環研）では「地球温暖化対策には」という部分でこういう文章があります。この辺の取扱いの理由が分からないのですが、埼玉県としては今見ている計画、地球温暖化対策実行計画で2つの法令を根拠として、気候変動の適応策と、それから緩和策というのを二本立てで進めていこうということを出していらっしゃる。これについては、この審議会でも、それから県民の皆様からのパブコメでも特に御異論が出ていないということであれば、これは県独自の考え方ということになりますので、本来は県で独自の図を作るべきだったと思います。この図がとても分かりやすいと私も思っています、そういう意味でこの中に入っている文章自体は、本編の15ページに記載があるので、必要がなくて、この部分だけを加工して使って、これを気候変動情報のプラットフォームを参照して作り出したというような書き方で上手に使うことができないのかなというふうに思っております。

ここにこだわるのは、やはりこの図はとても分かりやすいというのがありまして、これから私もNPOとかで一般の方に向けて活動を広めていきたいと思っているのですが、そのときに使わせていただきたい図ではあるのですが、この書き方ですと色々な質問とか間違いが起きてきたりしそうな気がしますので、そういう意味でもう一度御検討いただけないかと思っております。

ここにこだわるのは、やはりこの図はとても分かりやすいというのがありまして、これから私もNPOとかで一般の方に向けてこういう活動を広めていきたいと思っているのですが、そのときにやはり使わせていただきたい図ではあるのですが、この書き方ですといろいろまた、いろんな質問とか間違いが起きてきたりしそうな気がしますので、そういう意味でもう一度御検討いただけないかというふうに思っております。

すみません。もう一点は全然違う話でして、先ほど御説明を聞いていて、気づいたのですが、56ページです。55から56ページの自然災害分野です。これは適応策の方向性のところから出てくるものなのですが、56ページの上のほうに水災害発生時の廃棄物の流出ということで書かれています。このところでは産業廃棄物の処理業者の話が出てきているのですが、実際に起きた事例では産業廃棄物自体をまず事業所が保管して、ある程度たまってから処理業者に依頼して処分をしてもらうという通常の流れがあると思うのですが、その保管している事業者のところで流出が起きたということだったと思います。もっと言うと、その事業者は前にも同様の事例で問題を起こしていますので、そもそもはまず水質の特定事業所として登録をしている事業者さんだと思いますので、そういう事業者さんのトラブルがあったところへの指導を強化するとか、そういうことも含めて記載をしていただきたいと考えております。

以上、2点です。よろしくお願いたします。

○三浦会長 では、温暖化対策課長、お願いします。

○深野温暖化対策課長 まず、1番目の5ページの図の関係のお答えを申し上げます。

委員と何回かの意見交換をさせていただいたとおり、埼玉県としては地球温暖化対策の名の下に緩和策と適応策を両輪として実施しているところがございます。そのような状況もございますが、委員の御意見を踏まえて、改めて検討をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○堀口産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課長です。

○三浦会長 よろしくをお願いします。

○堀口産業廃棄物指導課長 2点目の56ページの一番上の部分です。水災害発生時の廃棄物等の流出による環境汚染の防止対策について、産業廃棄物処理業者等への指導を推進しますという文面です。

産業廃棄物処理業者という言葉自体が、法律用語では処分業者と、それから積替え保管という形で廃棄物を保管する業者、両方を指している文言でございます。ですので、単なる処分業者だけの指導ではなくて、廃棄物を持ってきてためている業者についても同様に指導をしていくという内容として書かせてもらったものでございます。今後の水害対策に併せて、しっかりその辺を指導していきたいと考えております。

以上でございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

図1のほうは今後検討ということで、後半のほう、いかがでしょうか。

小坂委員。

○小坂委員 ありがとうございます。今の御説明は、廃掃法に関する用語の話という理解でよろしいのでしょうか。

○堀口産業廃棄物指導課長 そうです。

○小坂委員 水質汚染防止法の観点で、水環境のほうの政策をやっている部署の方はどういうふうにお考えでしょうか。

○三浦会長 水環境課、お願いします。

○山井水環境課長 当然水質事故という形で工場とか事業所からの油だとか化学物質の流出とかということに関しては、当然それを防止するだとか、広げないということに関しては水質汚濁防止法、それから県の条例等で規制はきっちりやっていきたいと考えております。

○小坂委員 ありがとうございます。

○三浦会長 よろしいですか。では、そのようによろしくお願いいたします。

そのほか御意見ございますでしょうか、御質問等。

根村委員、お願いします。

○根村委員 資料の御作成と御説明、誠にありがとうございます。1点、御質問がございます。

実行計画（第2期）の改正版の22ページのところになるのですが、県内温室効果ガス排出量の実績値とBAUのケース推計値が示されております。これを自分の理解が合っていれば、2018年度までの実績値のプロットになっているように思いました。今県のほうでは中間目標として2026年に、2013年度比で35%削減ということなので、計算すると1,600万トンの温室効果ガスの削減をしないといけないように思うと、2018年度から2022年度とかまでの実績のプロットというのが見えてくると、

35%削減目標が果たして実現的なのかなども見据えて理解が深まるように思ったのですが、その数値の実績値というのはまだ出てこないのでしょうかという点が1つ、気になりました。

○三浦会長 では、温暖化対策課、お願いします。

○深野温暖化対策課長 委員の御質問にお答え申し上げます。

22ページの黒丸の実績は、委員のおっしゃるとおり、2018でございます。直近の数字を申し上げますと、2019年度、令和元年度の埼玉県温室効果ガスの排出量の実績が出てございまして、その数字を申し上げますと3,957万トンとなっております。2013年度がここにございまして、4,697万トンですので、直近の2019年度は基準年度である2013年度と比較いたしまして15.8%の削減となっております。既に2019年度で15.8%、比較的着実に、順調に削減しているかなというふうに考えてございますので、中間目標である2026年度、あと四、五年ですか、には残り13年度と比較して20%の削減が必要だということで、いずれにいたしましてもこの目標を達成するにはかなり県民の皆様、事業所の皆様、あるいは市町村の皆様と協力して取り組んでいかないと、達成はやはり厳しい数字かなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○三浦会長 根村委員、いかがでしょうか。

○根村委員 ありがとうございます。2019年度までで順調に推移しているということを伺いまして、非常に未来が見えてくる数値なのかなと思っております。

1点、やっぱり気になりますのが、実績数値がどれだけ下がってきているかというのも県民とかが見たときに分かりやすいと、この目標が本当に削減できるのかということと、県民の協力がどこまで得られるのかということにもつながってくると思われましたので、そのような御質問をさせていただきました。できれば2020年とか21年の実績値も載ってくると、よりいいのではないのかなと思えました。

以上です。ありがとうございます。

○三浦会長 温暖化対策課、お願いします。

○深野温暖化対策課長 ありがとうございます。

委員おっしゃるとおり、私もこの計画をつくるに当たって、この計画の中に例えば2019とか2020年度の実績値の数値を盛り込むことができないかということで、いろいろ担当と頭を悩ませたところなのですけれども、2030年度のBAU推計値を出して削減目標を設定するという、この方式を取ったことによって、実績値をこの計画に盛り込むことは、逆に分かりづらくなるということで計画のほうには入れてございません。ただし、先ほどから県民向けの概要版を作るというふうに申し上げますけれども、その中には2019、あるいは2020年度の実績値を入れた形で、ここまで順調に削減しておりますと、残りこれだけですよということを県民のほうに伝えたいというふうに考えてございまして、概要版の中には実績値を盛り込む方向で今作業を進めております。

以上です。

○三浦会長 どうもありがとうございます。ぜひそのようにお願いしたいと思います。

○根村委員 ありがとうございます。

○三浦会長 ほかにございませんでしょうか。

小池委員、お願いします。

○小池委員 すみません。ちょっと教えていただきたいのですが、38ページの太陽光パネルの関係が一番上に書いてあるのですが、これから大量廃棄の問題がどんどん出てくるということで、専門的なことは私もよく分からないので、新聞報道とか、そういったところしか理解していないのですが、ここに書かれているのが協議会をおつくりになって、回収ルートですとか、高度リサイクル施設の整備とか、使用可能なリユース、ガラスの再生品、需要創出というようなことで、前向きなところが書かれているのですが、こういったリユース等について、現在の技術というのはこういったことは可能な段階に来ているのでしょうか。それと、こういったものはよく新聞なんか書かれているのは、いろんなものが混じり合っていて、メーカーによっても随分と異なるので、なかなか簡単にはいかないようなことだとか、それとともにそもそも大量にどんどん排出されるので、追いつかないのではないかと、そういったネガティブな情報も結構出ていると思うのですが、この辺についてちょっと教えていただけないかなと思ひまして、質問しました。

○三浦会長 産業廃棄物指導課、お願いします。

○堀口産業廃棄物指導課長 産業廃棄物指導課長でございます。何点か御質問をいただきました。

まず、リユースの技術的な可能性についてなのですが、こちら県で昨年度環境省と実証試験などをやった際のデータなのですが、一定量まとまってロットで出てくるものについては、チェッカー等を使ってみますとまだ使えるものがあるという現実がございます。ただ、それが有効に利用されるルート、こちらをもう少しルート開発をしなくてはいけないのかなというふうに考えておりますし、各家庭から出るロット数でいくと、それが流通ルートに乗るのかどうかというのは、やはり今委員の御指摘のとおり、難しい部分もあるかと思っております。

リサイクルに係る法制度やリユースについて、協議会で検討を続けておりますが、まだ太陽光パネルが大量に出てくるという段階までは来ていないのが現状でございます。2030年代後半に大量に出てくるという国の試算がございまして、その前までに対策をしっかりとっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三浦会長 よろしいでしょうか。

○小池委員 ありがとうございます。

○三浦会長 どうもありがとうございます。

次の御質問でございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○三浦会長 ございませんね。では、今日はたくさんの御意見、御質問、どうもありがとうございます。

いろいろ今後これから検討するということもございましたし、修正するところもございましたけれども、そのようなことを踏まえまして答申したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)



○三浦会長 なお、その答申の文言については、最終的には私のほうに一任していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

本日予定しております議題はこれで終了となりますが、最後に委員の皆様より何か御発言がございましたらよろしく願いいたします。今年度の審議会、これでおしまいになりますので、何かございましたらどうぞ御意見をお願いいたします。ございませんか。

(発言の声なし)

○三浦会長 それでは、令和4年度第2回環境審議会を閉じたいと存じます。本日は御協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会（赤松） 委員の皆様、御審議どうもありがとうございました。

本日は、令和4年度の第2回の環境審議会となりましたが、会長の御発言にありましたように、本年度の予定しておりました議事は全て終了いたしました。委員の皆様方におかれましては、お忙しい中御出席いただき、また貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして、厚くお礼申し上げます。

以上をもちまして、令和4年度第2回埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。ありがとうございました。

午前11時39分閉会